

令和元年 第 1 4 回

## 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和元年 7 月 2 3 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉	孝
教育長職務代理者	古巻	勲
委員	上野	操
委員	蓮沼	千秋
委員	石井	正治

事務局	教育推進課長事務取扱		
	教育委員会事務局参事	柴田	靖弘
	学務課長	田島	勉
	指導室長兼教育研究所長	近津	勉
	学校施設担当課長	石塚	修
	統括指導主事	傳田	学

書記	教育委員会事務局		
	教育推進課庶務係長	岡田	隆史
	同 主査	志村	一彦

千葉教育長	<p>開会時刻 午後1時</p> <p>ただいまから、令和元年第14回教育委員会定例会を開催します。 本日は、4名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>日程第1、署名委員を決定します。古巻委員と石井委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、第28号議案、令和2年度中学校教科用図書の採択についてを議題とします。令和2年度に江戸川区立中学校で使用する特別の教科道徳以外の教科用図書の選定について、事務局から説明をお願いします。</p>
近津指導室長	<p>教育委員の皆様には、平成27年度の選定の際に使用した見本と、今年度送付されてまいりましたものの内容に変更がないことを、既にご確認いただいております。</p> <p>よって、第10回教育委員会定例会におきまして、江戸川区立学校教科用図書採択要綱第7条に基づき、採択のための組織や手続きを簡略化することが決定していることを、再度確認させていただきます。</p> <p>教育委員の皆様には、平成27年度採択時の教科用図書選定資料検討委員会からの選定資料及び各学校からの調査研究報告書と今年度の6月1日から28日まで開催した区立図書館での特別展示会、法定展示会にて区民等から寄せられた意見を参考としてご覧いただいております。</p> <p>それでは、教育委員の皆様が資料をもとに検討された結果を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
教 育 長	<p>中学校につきましては、令和3年度から新学習指導要領が全面実施となる中で、教科書も新しくなります。よって、今回採択する教科書は、移行措置期間である令和2年度の1年間のみの使用となります。いかがでしょうか。</p>

古 巻 委 員	今年度、新たな教科書を選定するという事は、次の年の検定教科書の内容によっては、また違う教科書を採用するという、そういう形になると思いますが、そういう可能性があるということでしょうか。
教 育 長	そういう可能性もあります。江戸川区の子どもたちが使用する教科書ですので、必要であればその都度、教科書を変更していくこともあると考えております。
上 野 委 員	それはそうだと思うのですが、平成27年度に採択したものと、記述や内容が大きく変わっているようであれば、生徒の学習や教員による指導に影響しますので、教科書の変更も必要であると思いますが、今回、比較、精査いたしましても、そのようなところはないと思います。
教 育 長	私も、平成27年度に使用した見本本と今回送付されましたものを、内容面を中心に比較をしたところ、内容に大きな変化はないように思いました。皆さん、いかがでしょうか。
古 巻 委 員	2年生の国語の教科書ですが、枕草子の清少納言の「清」の字ですね。清いという字の由来について、姓名の「姓である清原に由来して」という表記が、今回は、「父が清原氏であることに由来して」というふうに、よりわかりやすい表現に変更されておりましたけども、内容そのものには大きな変更がありません。読み物の教材についても、大きく変わる場所がないので、このままでよいのではないかと思いました。
上 野 委 員	地理の教科書では、「EUがアメリカ合衆国を上まわり」が、「EUがアメリカ合衆国と肩を並べる」と変更されていますが、これは、この4年間の国際社会情勢の変化が反映されていることでもありますので、大きな変更ではございませんね。
蓮 沼 委 員	同じように、公民の教科書では、国民投票についての記述があるわけですが、この4年間で選挙権も20歳から18歳にシフトされている中で、国民の投票と変更されていたわけですが、内容には大きな変更がないということで確認しています。
石 井 委 員	私も同感でございます。私自身は、数学と理科、そして英語の教科書を比

	<p>較しましたけれども、変更箇所はございませんでした。どの教科書も社会の変化などに伴って変更された事実に関する記載の変更のみでありまして、内容には大きな変更がないことを確認いたしました。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。そうなりますと、あとは生徒の学習とか、また教員の指導に、この教科書で不都合が生じるかどうかということを論点にして協議する必要があるかと思えますけれども、その点いかがでしょうか。</p>
蓮 沼 委 員	<p>実際に、生徒は今年まで現在の教科書を使っているわけです。その教科書に慣れてきているということですね。例えば、数学の教科書では、一番大事な思考力、判断力、表現力などを高めるためのものが、ノートのとり方とか、学びの方法もヒントとして出ていて、とても丁寧に示されているということで、生徒が主体的に、あるいは意欲的に学習を進めることができている。そのように報告も受けています。</p>
石 井 委 員	<p>私も、前回の採択の際に、生徒が話し合いを行いやすい工夫がされているかという点ですとか、指導する教員が扱いやすいかどうかについて、十分に検討を重ねたことを覚えております。生徒は、現在の教科書を使用した学習の流れというものが身に付いているはずだと思っております。</p>
上 野 委 員	<p>話し合いだけではなく、既に学んだことの活用のしやすさについても重視したことを覚えています。生徒が学び直しがしやすいかという視点でも検討しました。</p>
古 巻 委 員	<p>今、上野委員がおっしゃったことは、大変大事なことだと思います。やはり、生徒が学習の見通しをもったり、自分で能動的に教科書を活用したりすることは大変大事だと、そういうふうに思います。</p>
上 野 委 員	<p>平成27年度の採択は、このような視点をもって十分に協議を行い、それぞれ適切な教科書を選んだことを覚えています。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。今、各委員さんからご意見頂戴しました。ただいまの意見では、教科書を使用する生徒側からの視点が多かったように思いますけれども、今度は指導する教員側からの視点で考えると、いかがでしょうか。</p>

蓮 沼 委 員	<p>教員のほうは、やはり、わかりやすい授業を行うために、今まで使ってきた教科書の単元配列、あるいは、内容ごとに計画を立てたり、教材準備を行ったりしているのが実態だと思います。さらに、今年度は新学習指導要領の全面実施に向けた移行期間の2年目ということで、教員も新学習指導要領を、忙しい中でありませぬでもしっかりと読み込んで、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善に向けて、どの学校も研究を進めているところです。指導については、変えたりすると混乱が生じる可能性があり、その辺も心配なところです。</p>
古 巻 委 員	<p>私も今の蓮沼委員のご意見と同じなのですが、やっぱり、教科書が変わって、それを使用する教員側にも混乱が生じる、そういう可能性があることによって、生徒と向き合う時間に影響が出ないか、そういうことを非常に私は懸念というか心配をします。ですから、教員、教える側は、もっと気持ちのゆとりといいますか、そういうものをしっかりと持って生徒に接していく。そういう意味からは、変える必要がないと思います。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。これまでのご意見を伺いますと、来年度は、今までの指導計画とか指導方法を生かして、生徒に寄り添った授業にしていくという考えということによろしいでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>そのとおりだと思います。今ある指導計画をさらに充実させていただきまして、生徒と向き合う時間の確保、また、さらには、新学習指導要領の全面実施に向けた日々の授業改善、こういうものに積極的に教員には力を注いでほしいと思います。</p>
上 野 委 員	<p>そのとおりだと思います。先ほどから申していますように、教科書の内容に大きな変更がございませんので、同じ教科書を使用したほうが、生徒や教員は、よりゆとりをもった、かつ能動的な学習を進めることができると思います。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。これまで皆さん方の意見を伺っておりますと、今回、教科書を変更するということは、生徒、そして教員にとりまして、さほど意味のあることではないというような意見になりますが、いかがでしょうか、それによろしいでしょうか。</p>

古 巻 委 員	<p>私、平成27年度の採択には関係しなかったのですが、平成27年度に採択されたときの教科用図書選定資料検討委員会からの選定資料や各学校からの調査研究報告書、今年度、区民等から寄せられたご意見、そういうものを改めて参考とさせていただきました。私も教科書を見比べながら、先ほどの清少納言じゃないですけども、確認をしました。平成27年度とは大きな差もないし、採択には異論はないということで、今回はそのままよいと思います。</p>
蓮 沼 委 員	<p>私も、古巻委員同様、前回の採択時には関わっていませんでしたが、今回、一通り大事な資料に目を通させていただきました。そういったものをしっかり見ながら、やはり、どうして今の教科書が使われているのか、採択されているのか十分に理解したつもりです。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、皆さんからの意見をまとめますと、来年度も今年度と同じ教科書を引き続き使用することが、生徒、そして教員にとって最もよい方向であるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、今年度と同じ教科書を引き続き来年度も使用することといたします。</p> <p>以上で、令和2年度に使用する特別の教科道徳以外の中学校教科用図書の採択を終了します。</p> <p>次に、第29号議案、令和2年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
近津指導室長	<p>それでは、令和2年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>そもそも、まず小・中学校における特別支援学級、知的障害特別支援学級、固定の学級でございますが、こちらは、通常の学級と同様に文部科学省が検定をした教科書、いわゆる検定本と申しますが、その検定本の当該学年の教科書を使用することを原則としています。しかしながら、児童・生徒の障害の種類、程度、あるいは能力・特性に応じて、実際の学年よりも下の学年の検定教科書を使用したり、文部科学省が特別支援学校用に作成した図書、い</p>

	<p>わゆる 本と言われているものでございますが、こちらや、さらには、一般図書を教科書として使用することを校長からの指示に基づき教育委員会が決定できることとなっております。</p> <p>資料をお示しいたしました。小・中学校における使用教科書の採択についてというこの資料でございますが、中をお開きいただきますと、小学校設置校14校、中学校設置校9校、それぞれ来年度使用する教科書の一覧をお示ししてございますが、これが各学校から提出されたリストでございます。今回、全ての学校が通常の学級と同じ教科書を使用する検定のみで申請をしてございます。</p> <p>なお、一部中学校に設置されている特別支援学級の9校のリストの道德の欄でございますが、こちらは既に教科書名が入ってございますのは、昨年度採択された道德の教科書を継続して使用することになってございます。そのためのものでございます。小学校につきましては、まだ教科書が採択されてございませんので、発行者名は記載されてございません。</p> <p>以上、各学校から提出されたリストに基づき、来年度使用する教科書を検定のみということで、この申請どおりでの採択でよろしいか、ご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見はありますか。いかがでしょうか。</p>
上 野 委 員	<p>私は特別にありません。これで採択します。</p>
古 巻 委 員	<p>それこそ、先ほどの中学校の採択ではございませんけども、ここの一部のみ変えても、逆に混乱を起こすのではないかという気がいたしますので、これで結構だと思います。</p>
蓮 沼 委 員	<p>同じく賛成です。</p>
石 井 委 員	<p>私も、基本、賛成なのですが、前回のことを思い出しますと、特に中学校で学年を下げて教科書を使うというような学校があったと思うのですが、そういう学校が、そうではなくて当該年の教科書を使うということにされた、そこら辺の何か細かな理由というのがありましたら教えてください。</p>
指 導 室 長	<p>まず一つには、生徒の実態というところがございます。下学年の教科書を</p>



<p>教 育 長</p>	<p>使用することが適切な生徒の実態ということと、今回につきましては、実際に当該学年の教科書を使用することが適切であろうということでございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他になければ、第29号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、このとおり決定いたします。</p> <p>次に、第30号議案、江戸川区立中学校における文化部活動の方針（案）についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>指 導 室 長</p>	<p>それでは、江戸川区立中学校における文化部活動の方針（案）をごらんいただければと思います。</p> <p>資料を用意させていただきました。表紙をおめくりいただきまして、表紙の裏にあります、策定の趣旨というところの後段、「そこで」というところがございますが、江戸川区では、江戸川区立中学校における運動部活動の方針を昨年度10月に決定いたしました。これを令和元年度から実際に運用してございますが、令和元年度は、「文化部活動についても運動部活動の方針に準じて活動してください」ということで、実際に中学校には示してございました。</p> <p>しかしながら、国が文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、また、東京都が文化部活動の在り方に関する方針をそれぞれ策定したことから、これらを参考に、江戸川区立中学校における文化部活動の方針を策定することといたしました。</p> <p>内容につきましては、基本的に運動部活動の活動方針にならって策定をしてございますが、2点ほど変わったところがございますので、そこについてご説明をさせていただきます。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>適切な休養日等の設定という中の四角囲みのところがございますけれども、活動時間というふうに示してございます。運動部活動の方針では、まず、</p>

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度。準備・片付けを含めて3時間を超えない。また、週休日及び長期休業日は、長くとも3時間程度とする。準備・片付けを含めて4時間を超えない。さらに、朝活動を含めて16時間を超えない。準備・片付けを含めて16時間を超えないという形で示しておりました。

今般、この中に、文化部活動については、「特に朝活動を含め1週間の活動時間は11時間を基本とし、準備・片付けの時間を含めて16時間を超えない」と記載させていただきました。

この理由でございますが、7ページをごらんください。4のところでございます。

学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業時数に照らして1週間当たりに換算する。つまり、法規上、中学校の授業時数を1週間当たりに換算すると、29単位時間となります。これは、1単位時間は50分ということで計算すると、24時間10分に当たるということでございます。

一方、スポーツ庁が示した、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が14時間を超えると回答した割合が42%、21時間を超えると回答した割合が21.7%であり、学校教育の教育活動の中心である教育課程内の活動と比べて、部活動の時間がそれらに匹敵するほど長時間になってしまっているというような実態が一部あるということでございます。

これによって、生徒の負担等の観点から、適切でないこうした問題なども踏まえ、東京都教育委員会が示したガイドラインにおいては、1週間当たり、長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めたとされてございます。

江戸川区といたしましても、この東京都教育委員会のガイドラインを踏まえ、文化部活動について、1週間の活動時間は11時間を基本とするということを明記し、全体としては、運動部活動との整合性を保つ意味で、準備・片付けを含めて16時間を超えないというふうに、記載させていただきました。

さらに、9ページをごらんください。

学校単位で参加する大会等の見直しというところで、方針の でございますが、校長は、週末等に開催される様々な大会等に参加することによって、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、教育上の意義や区が示す目安等を考慮し、参加する大会等を精査するというふうに記載させていただきました。これについては、運動部活動についても同じでございます。

	<p>しかしながら、文化部活動の特色、あるいは、地域の行事等への参加の状況等を考えますと、一概にこうしたものがそれぞれの部活動を制限する、ひいては、学校の教育活動を制限するようなことにつながってはならないということも考慮いたしまして、この区教育委員会の取組みの中でございます。「区教育委員会は、各学校の文化部が参加する大会等の全体像を把握し、各文化部が参加する大会等の数を多くとも月1回程度、年間にして12回程度を目安として設定をする」とさせていただきます。当然、時期によっては、こういった部活動への参加の要請が多くなる月もございますし、また、時期によっては、そうした活動、要請が全くないという月もございます。</p> <p>こうしたことを踏まえて、月1回程度、年間にして12回程度ということを目安として設定をするということでございます。この点が文化部活動の活動指針、方針を示したときに、運動部活動のところと若干変更されている点でございます。</p> <p>10ページをごらんください。</p> <p>今後の予定でございます。本日、7月23日、この教育委員会におきまして、方針（案）をご提示し、ご審議いただきます。また、9月1日から14日には、意見公募を行いまして、区民からの意見を聴取したいというふうに考えてございます。9月27日には第3回文化部活動在り方検討委員会におきまして、公募意見の反映内容と回答の確認、文化部活動の方針（案）の修正等を行い、10月11日の教育委員会で方針の決定についてご審議をいただく予定でございます。ご審議いただいた結果、10月15日から方針を各学校に周知していくというような形で進めてまいりたいと考えております。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。</p>
古 卷 委 員	<p>2ページなのですが、方針の中の の1行目で、「校長は、生徒や教師の人数を踏まえ、適正な数の文化部を設置する」という、適正な数というのは、大体常識的なところから考えるとどのくらいなのか。</p>
指 導 室 長	<p>具体的に何部という形での適正な数というよりも、例えば、吹奏楽部であったり、演劇部であったり、その活動の内容と活動に必要な人数等々を考慮して、その活動が十分、生徒の文化的な活動として適切な範囲で行えるかどうかということを考えていただきたいということでございます。</p>

古 巻 委 員	これは、私が中学・高校時代には、いわゆる部までいかないようなのが、同好会ということでありました。その辺の考え方というのはどうなのでしょう。
指 導 室 長	今、現状において、各学校において、生徒のそういった自主的、自発的な活動としての部という観点でいえば、存在しているのは全て部活動でございます。同好会としては存在してございません。
古 巻 委 員	変な言い方ですけど、公認もされていないというか、学校側から認めるとかというようなことも余りないのですかね、今は。どうなのでしょう。
指 導 室 長	当然、生徒の活動ということになれば、そこに、教育活動として、学校としての指導監督の責任が生じてまいりますので、公認していない形での活動というのは存在しません。
蓮 沼 委 員	<p>そもそも、部活動というのは、やはり、社会性を育むということで、とても素晴らしいものだと思うのですが、やはり、これまでの経緯の中では、教員の負担、生徒の過度な負担の問題がある。中には一生懸命やる先生で、勝利至上主義に走ってしまう、あるいは、体罰の問題も含めてブラック部活と言われるときもありますけども、やっぱり業務の負担を減らすということが一つの大きな目的になってくるわけで、そういう点ではとても素晴らしい取組み、今、やっぱりやっていかななくてはいけないものなのかなと思います。</p> <p>ただ、温度差があって、毎月1回程度で12回というのは、大体、吹奏楽部を想定しているのかなということで、吹奏楽部のほうはコンクールがあったり、あるいは、地域行事に出たり、地域まつりに出たりというふうなことも含めて、私はやむを得ないかなと思っています。ただ、どうしても大会前になると仕上げるので、朝早く登校したり、遅くまでやったり、ときには近所から夜うるさいとかという苦情が来ることもありますが、その辺のバランスといたしますか、程度問題だと思うし、教員のほうもしっかり一人ひとりに、みんな同じじゃないので、体力もある子どももいれば、そうでもないお子さんもいるので、そのあたりのところを配慮しながらやれるということでは、少し計画的に、計画書も出してもらおうということで、私はいいいのかなと思います。</p> <p>あとは、やはり学校規模によって違うのですが、複数顧問制ですね。必ず二人は顧問を配置してやっていただいて、プラス地域の方の外部指導員</p>

	<p>であるとか、そういったところで人を有効に活用してやっていただければいいと思います。</p>
石井委員	<p>まず、3ページの教育委員会の取組み、方針というところでお伺いしておきたいのですが、の外部指導員を積極的に学校に配置するというときは、それは前もって、もちろん、こうこうこういう人をお願いしますということでもって、学校と相談をされる、あるいは、学校からこういう人を指導員として受け入れたいというような、総合的な話合いがあるという、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
指導室長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
石井委員	<p>ありがとうございます。その上で、外部指導員の方、実際には非常に中心になって頑張っていただけの方かなと思います。その方への部活動の指導に対する研修といたしまして、そういうものってどうなっているのでしょうか。</p>
指導室長	<p>まず、外部指導員につきましては、指導に対する補助的な役割を果たす有償ボランティアとして指導をお願いするものでございます。また、今ご指摘いただいたところのでございますけれども、一方で部活動指導員という指導員もでございます。こちらにつきましては、学校教育法の施行規則第78条に基づいて、部活動の指導にかかわる具体的な校長の命を受けて活動を指導する人員、スタッフということでございます。この両者につきまして、教育委員会といたしましては、各学校に配置する前、あるいは配置する際に、部活動の意義、あるいは活動の方針、活動の内容等のことについて研修会を行い、参加を促すものでございます。</p>
石井委員	<p>ありがとうございます。すみません。もう一点、よろしいでしょうか。</p> <p>9ページの学校単位で参加する大会等の見直しのところなのですが、この区教育委員会の取組みで、「区教育委員会は、大会等の統廃合等を主催者に要請する」という文言がありまして、これは、具体的なところを睨んでいるように見える文面なのですが、いくつかお考えというか、そういうことがあるのでしょうか。</p>
指導室長	<p>現状としては、何か具体的なものを想定してということではございません。</p>

	<p>ただ、実際に主催者が同じであって、複数の大会が実施されていたり、あるいは、下部大会から上部大会にだんだん上がっていくような大会、こういったものについて、なるべく簡素化、効率化を図っていただきたいという部分があれば、その辺の見直し等を依頼していくということでございます。</p>
石井委員	<p>ありがとうございます。一方では、もともとこういう背景ででき上がってきたという歴史的なところもあろうかなと思いますので、要請が余り強くなり過ぎないように、いろいろとお考えいただきながらやっていただければと思います。</p>
上野委員	<p>まず、一番最初のほうの策定の趣旨のところですけども、今回は文化部活動の方針策定の趣旨ですけども、ここの最初のほうに、「中学校の文化部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、芸術文化等の活動に親しむとともに学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」。これはそのとおり。「しかしながら、生徒においては、連日または長時間にわたる活動などによって、十分に休養がとれないために、心身の健康を害するなどの問題もみられます」。これは一つの、まず問題ですね。</p> <p>それから、もう一つは、今度は「教育等に関わる課題は複雑化・多様化し、教師の長時間労働の改善が急務となっています」。そういう意味で、「文化部活動も、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっています。そこで」云々ということになっていますが、これ、両面からの問題点、そのとおりだと思うのですが、たしかこの前の運動部の活動方針策定のときも論点は変わらないですね。先ほど、文化部と運動部の違いを二つ指摘してもらいましたから、それはそれなりにいいのですけれども、その点は別として、運動部も文化部も本質的な問題点は変わらないのじゃないかというふうな認識でよろしいですか。</p>
指導室長	<p>委員ご指摘のとおりでございます。</p>
上野委員	<p>それから、文化庁や東京都のほうからもいろいろ示されていると思うのですが、最後のページは、江戸川区立中学校における文化部活動の在り方検討委員会設置要綱ですね。この設置の規程について、全体のこと確認しますが、第1条に、「文化部活動の在り方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する」ということで、検討委員会と今回出てくるのは、この委</p>

指導室長	<p>員会をいいますよね。</p> <p>この委員会というのは、検討委員会といいまして、これは学校長並びに関係の顧問等から成る検討委員会を、10ページの在り方検討委員会の検討結果のところを示させていただきましたが、6月24日に発足し、検討を進めている委員会のことを差して委員会と書かせていただいております。</p>
上野委員	<p>それで、この検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育長に報告するというようなことで書いてありますが、その次の構成が、今言った江戸川区立中学校の校長会代表、教育推進課長、指導室長、指導室統括指導主事。この四つから選ばれているのですね。その他にはないですね。</p> <p>それから、あと、4条の委員の任期。これはこれでいいでしょう。5条は、これも委員長の招集ね。それから、8条に、「この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、指導室長が別に定める。」こういうふうに書かれていますね。</p> <p>それで、その前のページの10ページのほうの欄を見ると、10ページの表の中で、今現在、この検討案の我々、教育委員会での文化部活動の方針(案)を協議・決定しようとしていますね。さらに、最終的に我々、教育委員会としての責務といいますか、これは文化部活動の方針決定というふうに決定までいくわけですが、その中間に公募意見の反映内容と回答の確認、それから、文化部活動の方針(案)の修正があります。ですから、検討委員会が今日の我々の検討を踏まえてもう一度検討して、さらに、検討委員会の検討案をもう一度洗い直して、最終手続ですね。わかりました。</p>
古巻委員	<p>ちょっと確認なのですが、今の上野委員がおっしゃった区民からの意見公募の件ですが、これは前に運動部のときもやりましたよね。</p>
指導室長	<p>運動部活動の方針のときにも行いました。</p>
古巻委員	<p>つまり、具体的には区民の代表の方というか、どういう形でやるようなことになっていますか。</p>
指導室長	<p>これは、パブリックコメントでございますので、広報を通じて、この方針(案)を区民にお示しし、それについてご意見をいただくものでございます。</p>

古 巻 委 員	現場の教師の、いわゆる顧問につくような方からのご意見とかというのは、別に聴取しない。
蓮 沼 委 員	それは検討委員会じゃないのですか。
上 野 委 員	今おっしゃったのは、学校側から。
柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事	校長が検討委員会の委員に入っております。それから、パブリックコメントの中で、教員も意見を寄せております。
古 巻 委 員	意見公募の中に教員が入っていても、それはおかしくないということになりますよね。 もう一点確認なのですが、2 ページ目の正顧問が他の部活動の顧問を担当することはないということなのですが、正顧問でなければいいわけですね、担当しても。逆に言うと、正顧問の方は一つのクラブしかない、担当が。
指 導 室 長	それも長時間労働の解消という狙いがございますので、そのとおりでございます。
古 巻 委 員	そういうことでよろしいですね。
石 井 委 員	6 ページなのですが、活動時間に対しての書き方の問題なのですが、( a )です。朝活動を含め、1 週間の活動時間は1 1 時間を基本とし、準備・片付云々とあります。これは、最大の活動時間というのが1 1 時間を基本にするという、そういうことかなと思います。もし、このままで出ていきますと、「ああ、うちは5 時間しか活動していないから、1 1 時間活動しないと」という、そんな読み方をされてしまうと問題かなと思ひまして。こちら辺はどうお考えでしょう。
指 導 室 長	1 1 時間以内というふうに読み取ってもらえればと。
石 井 委 員	ですよね。それは間違いはないのですが。



上野委員	基本的というところではいいのじゃないの。やらなきゃいけないわけじゃないので。
蓮沼委員	幅があるということでしょう。16時間を超えないと。
教育長	他になれば、第30号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、このとおり決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いします。
教育推進課長	教育推進課より1件の後援名義使用の報告をさせていただきます。 お手元の使用申請一覧をごらんください。 行事名、第36回江戸川伝統工芸展、申請者は、江戸川区伝統工芸会会長、36回目の後援名義の申請でございます。同様に区の後援名義申請も36回となっております。 事業目的でございます。伝統工芸の保護育成と、伝統工芸作品を広く区民の方に理解して親しんでいただくための作品の発表展示会でございます。 実施日時でございますが、令和元年9月12日(木)より17日(火)まで、タワーホール船堀展示ホール1におきまして、一般区民を対象に行われます。経費の徴収につきましては、作品の出展料として、1点5,000円。ただし、入場料につきましては、無料となっております。賞状につきましては、教育委員会賞の賞状及び楯を贈呈となっております。 後援の内容は、こちらに記載のとおりでございます。 お手元には、今回、企画書をおつけしてございます。今申し上げたとおりの内容となっておりますが、下の段をごらんいただきたいと思います。本展の前に資格審査を実施し、一般公募に対してある水準を保つとなっております。この工芸会は、工芸会の会員以外にも一般公募をしまして、その方々も展示し、賞の審査対象となっております。 もう一枚は、昨年度の第35回のときのチラシの写しを参考までにお手元にお配りさせていただきました。 説明は以上でございます。

教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。
上 野 委 員	別に意見というわけじゃないですが、もう36回目になりますし、私も何回も見ておりますけど、なかなかいい工芸展だなと思っております。今までの中で、何か問題点って言い過ぎですけども、何か問題点みたいなものは、これまで生じたことあるのですか。
教育推進課長	やはり、伝統工芸会というのは、技能をお持ちの方々が1年間準備をされて、作品展に臨まれるということになります。問題というよりも、年々、凝ったものが増えてきているのはたしかです。それから、一般の方の参加を公募しているというのは、やはり、こういった会の運営について、新たに参加していただける方がいれば、この一般公募を通じて工芸会に加入していただくといった、そういった目的も合わせてもっておりますので、この会を運営していく方、こういった活動を広げていく契機にもなっているということでございます。
上 野 委 員	事業の対象と範囲というので、一般区民と書いてありますね。ここに一般公募と書いてあるのですが、一般公募の区民というのは、江戸川区民という意味ですか。
教育推進課長	そのとおりです。
石 井 委 員	企画書なのですが、一般区民が伝統工芸展に出そうというときには、事前に審査があるということですが、8月25日、資格審査というような文言で出てますが、資格というのは、作品プラスアルファが問われているという、そういう理解でよろしいでしょうか。
教育推進課長	資格という言葉がどういう捉え方かという、区民であるということがまず一つ。これが大きな資格です。あとは作品の内容を問うということになります。趣味でおやりになっている方のどれでもということになると、かなりの点数が集まると思いますが、やはり、工芸品をつくっている方、伝統工芸者の作品展でございますので、その工芸会のレベルにあったものかどうかというような審査が行われます。

石井委員	<p>実際、私も拝見したことがありまして、実際に江戸川区から3名の審査員に依頼するというような形で、そのときお話ししたのは、どこかの大学、どこかというのはもちろん頭にあるのですが、大学の客員准教授ぐらいの先生ですとか、どこかの美術館の学芸員の方、そうそうたる方が審査されていることに感心した覚えがございます。</p>
教育推進課長	<p>審査員のお二人は、江戸川区の伝統文化財保護審議会の委員さんでした。それと、もう一方が大学の准教授の方で、三人の方に審査をいただくという。</p>
石井委員	<p>もう一つ。すごく細かいことなのですが、これは去年のチラシだと思っておりますが、タワーホール船堀の展示ホール1というのは、江戸川区総合区民ホールという通称名で通る場所でしょうか。</p>
教育推進課長	<p>実は、江戸川区総合区民ホールが正式名で、タワーホール船堀が通称名です。</p>
石井委員	<p>勉強不足ですみません。</p>
古巻委員	<p>私も何度か伺ったことがありますが、伝統工芸、これは本区ばかりだけじゃなくて、全国的にも大変大事なことだと思います。工芸展とはちょっと観点が違うかもしれませんが、大切なことは、工芸会のほうでそういう伝統継承ということに対してどういう意識でもって具体的に取り組んでいらっしゃるのか。若手を育てていらっしゃるのかとか、そういうことの工芸展は場にもなると思うのですが、おわかりになる範囲で教えていただきたい。</p>
教育推進課長	<p>やはり、会員さんそれぞれは、なりわいとされておりまして、その技術を継承していくということは、やはり重要なことだと思います。そういった意味では、私ども文化財の保護という意味合いから、この技術・技能を江戸川区の文化財の指定登録ですとか、技術的なものも指定したいということで、保存していくことを支援させていただいております。</p> <p>もう一方で、産業振興の上では産学公ということで、例えば、技術大学の学生に、工芸者と一緒にデザインを出していただいて、それをその技術をもとに新たなデザインのものをつくって、これを生み出していくという取り組みも行われております。こちらは、それこそ、なりわいを広げていく活動となっております。ですので、我々教育委員会としては、その伝統技能・技術の</p>

	<p>保存の意味での指定、それから奨励、その支援ということでありましてけれども、一方では、産業振興ということのお手伝いもさせていただいているということになります。</p>
上野委員	<p>これは、即売会みたいなのはなかったですね。</p>
教育推進課長	<p>売ってはいけないことになっていきますので、お求めのご希望がある場合には、ご相談には乗れます。</p>
上野委員	<p>なるほど。そういうルートはあるのですか。今、タワーホールへ行きますと、1階の入った右側に伝統工芸品みたいなものを販売していますね。小さいのですが、ああいうのは、やっぱりいいなと思いますね。江戸川区は伝統的なもので、意外なものがあるのですよね。江戸切子とか、江戸川区に結構技術者がいるようですね。</p>
石井委員	<p>伝統工芸の展示即売ということで、非常に関連のあることを、今、区役所でやっていますよね。</p>
教育推進課長	<p>1階の多目的スペースを使って、今、年3回ほどですか、伝統工芸展の振興会ということで、実演販売をしております。</p>
石井委員	<p>それで思うのですが、あそこを通るたびに、外側にはり出してあって、エデンの何とかと書いてあるのですよね。「エデンって何かな」と思ったら、「江戸川伝統でエデンか」というのに気がきましたが、それをどこかに入れ込まれたらいいかなと思うのですが、それは関係ないですか。</p>
教育推進課長	<p>実は、ご存じのとおり、この江戸川伝統工芸会の展示会と、それから、2月には伝統工芸保存会の展示会がございます。団体が二つございます。あそこで実演販売をしているのは、その二つの団体の有志で、別団体の人たちが振興会という組織をつくって行っております。それぞれの団体さん、やはり、考え方がそれぞれございますでしょう。</p>
石井委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>その他、よろしいでしょうか。</p>

<p>教 育 長</p>	<p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。        続きまして、教職員の人事についての報告にまいります。        この報告事項は、人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議をしたいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> <p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。        傍聴の方は退出をお願いいたします。なお、秘密会終了後の再入室は可能となっております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上をもちまして、令和元年第14回教育委員会定例会を終了します。</p> <p>閉会時刻 午後2時19分</p>